

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

公 告

○開発行為に関する工事完了.....
○(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出.....
.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年九月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市佐須町四丁目三十五番
十三 武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

西東京市中町五丁目千九百二
十九番二十九及び千九百三十
三十一番十一号 武蔵野市吉祥寺本町一丁目

一番十七

アグレ都市デザイン株式会
社
代表取締役 大林 竜一
府中市矢崎町一丁目一番十、
府中市宮町一丁目百番地
同番十二、同番十三及び同番
ル・シーヌユー〇二
株式会社エステート三松
代表取締役 永峯 利宏

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体に
あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成三十年九月十一日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するように提出してください。

平成三十年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 トヨタ池袋ビル
二 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目三番五号
三 設置者名 トヨタ自動車株式会社
四 設置者住所 愛知県豊田市トヨタ町一番地
五 変更前の設置者の
代表者名 小平 信因

六 変更後の設置者の
代表者名 豊田 章男

七 変更前の小売業者
の氏名又は名称 株式会社ヴィクトリア

八 変更後の小売業者
の氏名又は名称 株式会社ヴィクトリアほか一名

九 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称 株式会社ヴィクトリア

十 変更前の小売業者
の代表者名 大山 雄彦(株式会社ヴィクトリ
ア)

十一 変更後の小売業
者の代表者名 藤澤 剛(株式会社ヴィクトリ
ア)

十二 変更日 平成三十年八月三日ほか

十三 届出日 平成三十年八月二十一日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十五 縦覧期間 平成三十年九月十一日から平成三
十一年一月十一日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
 リサイクルできます。